

東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合成年後見制度利用支援事業(以下「この事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、東三河広域連合(以下「広域連合」という。)において、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、必要となる費用を負担することが困難である者に対し助成金を交付することで、判断能力が十分でない高齢者の生活の自立の援助等福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者(以下「本人」という。)は、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の選任を必要とする65歳以上の広域連合介護保険被保険者であって、助成金交付申請時において次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく成年後見制度利用支援事業による支援給付を受けていない者とし、住所地特例適用被保険者にあつては、この事業と同様の支援を住所地の保険者が対象としない場合に限り本事業の対象とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
 - (3) 別表に掲げる基準に適合する者等で、必要となる費用の全部又は一部について助成金の交付を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況であると広域連合長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、65歳以上で前項各号のいずれかに該当する広域連合内に住民登録がある広域連合外の介護保険の住所地特例適用被保険者は、この事業と同様の支援を保険者が対象としない場合に限り本事業の対象とする。

(申請者)

第5条 この事業の申請者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本人に対する後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求(以下「審判請求」という。)に要する費用の助成金の交付については、審判請求を行った者(以下「申立人」という。)。なお、配偶者、4親等内の親族が申立人である場合は、申立人も前条第1項各号のいずれかに該当し、広域連合内に住所を有している場合に限る。
- (2) 本人に対して後見人等が行う後見、保佐又は補助(以下「後見等」という。)の業務及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「監督人等」という。)が行う業務に要する経費(以下「報酬費用」という。)の助成金の交付については、本人又は後見人等。

(費用の助成)

第6条 広域連合長は、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部を、申立人に対し助成するものとする。ただし、後見人等が付されなかった場合は、この限りでない。

- 2 広域連合長は、報酬費用の全部又は一部を、本人に対し助成するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第8条及び第10条の申請を行う前に本人が死亡した場合において、広域連合長がやむを得ないと認める事由により、相続人及び相続財産管理人から審判請求費用又は報酬費用を受領することができないときは、広域連合長は、申立人又は後見人等及び監督人等に対し、審判請求費用又は報酬費用の全部又は一部を助成するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は監督人等となっている場合には、報酬費用については、助成の対象としない。

(助成金額)

第7条 前条第1項及び第3項の規定に基づく審判請求費用の助成金額は、申立人が審判請求で負担した次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 収入印紙購入費用
- (2) 郵便切手購入費用
- (3) 鑑定費用
- (4) 診断書作成費用

2 前条第2項及び第3項に基づく報酬費用の助成金額は、家庭裁判所が後見人等又は監督人等の報酬額として審判した金額の範囲内で、本人が在宅生活者の場合は月額 28,000 円を上限とし、施設入所者の場合は月額 18,000 円を上限とする。ただし、助成の対象期間は、報酬付与の審判の確定した日が属する月以前 24 か月を限度とする。

3 前項の規定により助成の対象とする月数の算定について、家庭裁判所が審判した報酬付与対象期間（以下「対象期間」という。）の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が対象期間に算入される場合に限り 1 か月とみなすものとする。

4 第1項及び第2項に基づく助成金額は、予算の範囲内の額とする。

(審判請求費用の助成金交付申請)

第8条 第6条第1項及び第3項に規定する審判請求費用の助成金の交付を受けようとする者は、後見等開始の審判の確定した日から起算して 6 か月以内に成年後見制度審判請求費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「審判請求費用申請書兼請求書」という。）に必要書類を添付し広域連合長に提出しなければならない。

(審判請求費用の助成金交付決定)

第9条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、成年後見制度審判請求費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付を決定した場合、提出された審判請求費用申請書兼請求書を交付決定日よりこの事業の請求書として取り扱うものとする。

(報酬費用の助成金交付申請)

第10条 第6条第2項及び第3項に規定する後見人等及び監督人等の報酬費用の助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判の確定した日から起算して 6 か月以内に成年後見人等報酬費用助成金交付申請書兼請求書（様式第3号。以下「報酬費用申請書兼請求書」という。）に必要書類を添付し広域連合長に提出しなければならない。

(報酬費用の助成金交付決定)

第11条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、成年後見制度報酬費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付を決定した場合、提出された報酬費用申請書兼請求書を交付決定日よりこの事業の請求書として取り扱うものとする。

(助成金の支払)

第12条 広域連合長は、第9条又は前条の規定により助成金の交付決定後、交付決定された助成金を交付決定日から 30 日以内に支払うものとする。

(報告義務)

第13条 報酬費用の助成金の交付を受けている後見人等及び監督人等は、本人の資産状況又は生活状況に変化があった場合には、資産状況等変更報告書（様式第5号）により速やかに広域連合長に報告しなければならない。

(報酬費用の助成中止)

第14条 広域連合長は、本人が次の各号のいずれかに該当した場合は、後見人等及び監督人等の報酬費用の助成金の交付を中止するものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 広域連合構成市町村内に住所を有しなくなったとき（当該市町村が法令等の規定により援護を行っている場合を除く。）。

(報酬費用の返還)

第15条 広域連合長は、不正な手段により報酬費用の助成金の交付を受けた後見人等及び

監督人等があるときは、その後見人等及び監督人等から交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 広域連合長は、本人が死亡した場合において、本人に相続財産があることが判明したときは、相続人及び相続財産管理人に対して、その相続財産の範囲内で、交付した助成金の全部又は一部を請求することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成されている様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 5 号及び様式第 6 号は、改正後の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成されている様式第 1 号は、改正後の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により作成されている様式第 6 号は、改正後の東三河広域連合成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第4条関係）

第4条第1項第3号に関する収入等の基準

- （1）市町村民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）であること。
- （2）年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- （3）世帯の預貯金等の額が50万円を超えないこと。
- （4）世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用しうる資産がないこと。